

令和 8 年

第 3 回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和 8 年 8 月 3 1 日招集

本日、ここに、令和８年第３回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、令和８年８月２７日に発生した大雨において、被害を受けられた多くの方々に、心からお見舞い申し上げます。

大雨の被害状況と対応について、ご説明いたします。

羽咋市では、８月２７日未明から線状降水帯が発生し、これまでに経験のしたことのない大雨となりました。

午前６時２０分に、レベル５大雨特別警報が発表されたことから、緊急安全確保を発令いたしました。１時間雨量８２ミリ、２４時間雨量３４３ミリで、観測史上最大を記録しました。

この大雨により、飯山川や金丸川の堤防の決壊に加え、酒井川や長者川をはじめとする河川の氾濫などによる浸水や道路の冠水、また、道路の路肩崩壊、土砂崩れ、農地や農業用施設の被害などが市内各所で発生し、甚大な被害を受けました。

国県管理の道路、河川被害のほか、市が管理する道路では１７箇所、河川では１１河川において被害が発生しました。

農業関係では邑知潟周辺の田４００ヘクタールが冠水したほか、神子原地区などにおいて、田や水路に被害が発生しました。

国や県ならびに関係機関と連携を密にし、対応してまいります。

そのほか、神子原地区や上甘田地区など、およそ２８０戸で電柱の倒壊により停電が発生しました。

菅池町では、土砂崩れにより道路が寸断されたことで、一時的に集落が孤立する状況となりましたが、関係機関による復旧作業が早急に進められたことから、２８日夕方には孤立が解消されました。

本市の対応状況といたしましては、８月２６日午後４時に羽咋市老人福祉センターを自主避難所として開設し、同日２６日午後１０時から情報収集体制を確立、翌２７日午前４時には災害対策本部を設置し、被害状況の調査を行うとともに、市内９か所に避難所を設置しました。自主避難所５か所も含めると、２３０人の方々が避難されました。

人的な被害につきましては、５人の方が負傷され、住宅の被害では、飯山町や立開町など市内全域で１００戸を超える床上浸水が見込まれます。

次に、被災された方々への支援について、ご説明いたします。

被災者の一日も早い生活再建に向け、２８日からは罹災証明の申請受付窓口や災害ボランティアセンターを開設するほか、２９日からは、災害廃棄物仮置場を開設しました。既に多くのボランティアの方々が支援活動に参加くださっており、深く感謝申し上げます。

また、災害救助法の適用を受け、日常生活に必要な部分の住宅応急修理や、床上浸水により生活必需品や学用品が使用できず、日常生活・就学に支障のある方への日用品・学用品の給与などの

支援を行うことといたしました。

さらに、住まいの確保を図るとともに、浸水の被害を受けた世帯に対し、上下水道料金の一部減免を実施します。

今後は、被災された方々への迅速な情報提供に努めるとともに、被災された方々に寄り添いながら、一日も早い復旧と、生活再建に全力を注いでいきます。

次に、復興公営住宅について、ご説明いたします。

現在、住宅の内部工事と外構工事を実施しており、予定どおり9月末までに、事業者である大和ハウス工業株式会社北陸支社から住宅の引渡しを受ける予定です。

また、7月に入居内定者を対象とした住戸に係る抽選会を開催し、入居する住戸を決定しました。

入居予定世帯数は64世帯であり、被災された方ができるだけ早く安心して生活できるよう、10月1日の午前に竣工式を執り行い、同日の午後から入居を開始していきます。

次に、液状化対策について、ご説明いたします。

6月から、甚大な液状化被害のあった5地区6町会において、町会ごとに合意形成に向けた地元説明会を実施してきました。

8月28日、大川町から液状化対策工事の実施に関する要望書が提出されたことから、詳細設計に向けた準備を進めていきます。残りの5町会につきましても、秋頃を目途に合意形成を図ってい

ただくとともに、市といたしましても、地元の皆様の意向に沿った形で着実に早期復旧・復興を進めていきます。

次に、土地境界の再確定に向けた地籍再調査事業について、ご説明いたします。

側方流動の影響が大きかった大川町桜ヶ丘地区と御坊山地区において、地権者の皆様を対象に、地籍再調査の事業内容や今後の進め方について、9月中に地元説明会を開催する予定です。

地権者の立会いのもと、境界の確認と再確定に向けて、順次、地元の皆様のご協力もいただきながら取り組んでいきます。

次に、公費解体事業について、ご説明いたします。

6月30日をもって、対象案件すべての事業が完了しました。公費解体716棟、自費解体80棟、合計796棟の解体を実施し、内訳は、住家が377棟、非住家が419棟となっています。

次に、能登半島地震による町会への支援制度について、ご説明いたします。

これまで、町会への支援として、令和6年度には、被災した神社や会館の再建への支援として「地域コミュニティ施設等再建支援補助金」を、令和7年度には、復興に向けた町会行事の開催など地域の活性化やコミュニティ機能強化に対する支援として「地域コミュニティ活動支援補助金」を創設してきました。

今回、新たに、能登創造的復興支援交付金を活用した、「地域コミュニティ復興支援補助金」を創設し、町会の地域活動の基盤となる集会施設や設備の改修、防災・防犯機能の強化に資する整備および伝統文化の継承に資する整備に要する費用を補助することで、地域コミュニティ復興のさらなる加速を支援します。

また、応急仮設住宅の利活用支援として、建設型応急仮設住宅がその役割を終えた際に、町会が地域の集会施設などに活用しようとする場合に、移設費用などを補助する制度を創設し、地域の復興を後押しします。

次に、災害時活用井戸について、ご説明いたします。

災害時の断水に備え、生活用水を確保するため、地域において「災害時協力井戸」として登録するとともに、その整備に必要な費用の一部を補助する制度を昨年度創設しました。

先般、この補助制度を活用し、三ツ屋町で新たな井戸が完成したほか、他の町会においても整備が進められています。

また、この取り組みが他の地域から関心を集め、井戸の整備を検討する地域も出てきています。

引き続き、本制度の周知と活用を促進し、防災力のさらなる向上を図っていきます。

次に、復興・物価高騰生活支援商品券給付事業について、ご説明いたします。

令和８年９月から、４，５００品目を超える食料品の値上げが予定され、３年ぶりの高水準となる見込みです。

能登半島地震による被災者への復興支援と物価高騰に対する生活支援のため、能登創造的復興支援交付金および物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用し、今年度も全市民を対象に地域商品券を給付します。令和８年１０月１日現在の市民全員を対象に５千円分の地域商品券を給付し、さらに、１８歳以下および７５歳以上の方には５千円分を加算して給付します。

引き続き、物価高騰の影響を受ける市民を支援していきます。

次に、いしかわ移動知事室について、ご説明いたします。

８月１７日から３日間の日程で、中能登地区でいしかわ移動知事室が開催され、１９日には山野之義石川県知事が本市を訪問されました。

液状化被災地区の早期復旧および維持管理費への支援、都市計画道路南通り線の整備促進、千里浜海岸侵食対策、防災における広域連携の推進、トキ認証米に係る農家への支援継続やブランド化の促進、子育て支援施策における本市の課題とその対応などについて意見交換を行いました。

また、復興公営住宅や液状化被災地区、国宝指定を目指す妙成寺、兵庫ヒルズ分譲地、テレワーク施設を視察され、本市の取り組みを紹介しました。

今後も県との情報共有や連携協力を深めるとともに、諸課題へ

の対応を提言し、本市の発展に向け邁進していきます。

次に、トキ定着に向けた取り組みについて、ご説明いたします。

5月31日、トキが本市で放鳥されてから、3か月が経過いたします。

環境省からの報告によりますと、8月26日現在、放鳥した18羽のうち4羽のトキが本市に生息しています。トキと共に暮らす環境づくりのため、今後も一人ひとりが観察マナーを守り、温かく見守っていただくための周知と広報を継続するとともに、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

10月7日には、中能登町でソフトリリース方式による放鳥が予定されており、本市に定着したトキと中能登町で放鳥されるトキが、群れをつくり能登の空を舞うことを期待しています。

定着には、トキが安心して生息できる環境やエサ場の確保が重要です。このため、本市では環境配慮型農業を推進するとともに、農家の皆様のご協力を得て、エサ場となるビオトープ整備事業を進めています。

この秋から、トキのエサ場環境を整備した田んぼでできた米が「トキ認証米」として販売されます。大雨による被害が懸念されますが、この認証米のブランド化の推進に向けて、国や県、JAはくいと連携し、認知度向上のための情報発信の強化やイベントの開催に取り組み、生息環境整備につながる米づくりの推進、農家の経営安定化、地域経済の活性化を図っていきます。

次に、本市と佐渡市との小学生交流体験について、ご説明いたします。

市内の小学6年生21人が、8月19日から21日までの3日間、佐渡市を訪問しました。

トキの保護・自然環境保全に関する体験学習として、トキの森公園の視察をはじめ、地元小学生とともに生き物調査を実施し、生物多様性やトキの生息環境について理解を深めました。児童たちはトキとの共生について、より興味を深めるとともに、自然環境の大切さを学ぶ良い体験となりました。

今後も、トキとの共生をもとに、ふるさと教育の推進やトキを通じた都市交流、環境学習に取り組み、児童生徒の情報発信力が、地域の活性化につながるよう連携していきます。

次に、川原町地内の住環境整備について、ご説明いたします。

本市川原町にあります加州テキスタイル株式会社から、同社所有土地について、令和8年7月1日付けで本市に土地買取希望申出書が提出されました。

当該土地は居住誘導区域内にあり、1ヘクタール以上のまとまった住居系の土地であることから、住環境用地として取得することとし、移住定住、交流人口の拡大を中心とした安全で快適な住環境を整備していきます。

今後は、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者との対話を重ね、具体的な整備方針を決定していきます。

次に、兵庫町地内の宅地分譲について、ご説明いたします。

兵庫ヒルズ分譲地が一次募集で15区画すべての分譲予定者が決定し、依然として宅地需要が高い状態にあります。

引き続き、同町内の北鉄能登バス南側において24区画の宅地造成工事を行っており、年内の販売募集開始に向け、事業を進めていきます。

次に、羽咋駅東口におけるチャレンジショップの整備について、ご説明いたします。

市と羽咋市商工会が連携し、新たな起業とにぎわいを創出するため、市内への出店意欲がある方にコンテナハウス型の店舗を貸し出します。

本事業では、市がコンテナハウス型店舗を整備し、羽咋市商工会が出店者の募集を含む管理を行うこととしています。第1号の出店者が本年11月中に営業を開始できるよう、現在、準備を進めています。

コンテナハウス型店舗の設置場所は、羽咋駅東口の駅舎横とし、市内で特に減少している飲食店に出店していただくことで、LAKUNA はくいや川原町線でにぎわっている羽咋駅西側だけでなく、駅東側においても人の流れやにぎわいを創出し、羽咋駅周辺の一体的な活性化につなげたいと考えています。

次に、サテライトオフィスの開設について、ご説明いたします。

神奈川県川崎市に本社を有する株式会社ネクストウェルが、能登千里浜レストハウス2階のコワーキングベース千里浜を活用し、本年10月を目途に、サテライトオフィスを開設します。

同社は、障害がある方の就労支援に取り組んでおり、就労を希望する障害者がテレワークのスキルを習得した後、在宅で安定して仕事ができるようサポートする業務を担っています。

既に、加賀市において、同様のサテライトオフィスを開設し、多くの雇用を創出した実績があることから、同社の進出は能登地域における新たな障害者雇用の創出や、都市部の仕事を地方で受け入れる就労モデルになると期待しています。

次に、広域自治体連携による台湾でのトップセールスについて、ご説明いたします。

石川県へのインバウンド来訪客数が令和7年には128万人となり、コロナ禍を経て以前の状況以上の盛り上がりを見せています。その中でも台湾は、県内への来訪客数の多くを占める地域です。

台湾は、団体旅行での来訪客も多く、市内へのさらなる誘客が期待できる有望な市場であることから、本年7月に七尾市、中能登町、富山県射水市、高岡市、氷見市と連携し、台湾3都市で会場を設け、旅行会社83社を招いた商談会を開催し、この11月から2社の団体ツアーが本市を訪れることが決定しています。

今年度はさらに、^{なつのもとし}夏野元志富山県射水市長と共に、台湾の主要

な旅行会社へのトップセールスや商談会を計画しており、継続した情報発信および誘客を図っていきます。

次に、姉妹都市交流40周年事業について、ご説明いたします。

群馬県藤岡市とは、共に「日本三辻」と呼ばれる相撲辻を有していることを縁に、昭和61年3月3日に姉妹都市提携を締結し、本年3月3日をもって40周年を迎えました。

8月9日には、記念事業としてeスポーツ特別大会「藤岡・羽咋カップ」を開催するとともに、道の駅のと千里浜内において、藤岡市の特産品や群馬県の商品を販売するコーナーを設置し、事業の盛り上げと両市のプロモーションを図りました。

また、8月22日に行われた羽咋まつりにおきましては、
たなかまさふみ
田中政文藤岡市副市長や藤岡市職員互助会の方々にお越しいただき、はまぐり音頭パレードにも参加され、まつりを盛り上げていただきました。

9月23日には、唐戸山神事相撲にあらいまさひろ新井雅博藤岡市長をお招きし、40周年記念として本市にある「株式会社もりもり工房」で制作された、のときーが描かれた木工遊具を贈呈し、両市で記念品の交換を行う予定です。

11月中旬には記念事業のひとつとして、市民を対象とした藤岡市バスツアーを1泊2日で企画しており、10月から募集を開始し、藤岡市を観光するとともに交流を深めることとしています。

今後も、姉妹都市間の連携をより一層図っていきます。

次に、「オリジナル AI アプリ」の開発について、ご説明いたします。

本市独自のデジタル教育「^{ハクイズム ダイブ}Hakuism DIvE 3.0」の取り組みの中で、市内の G I G A 担当教員とともに「オリジナル A I アプリ」の開発に取り組んでいます。9 月以降、開発メンバーの教室において実証実験を開始し、A I を活用した新たな授業スタイルの確立を目指していきます。

A I アプリの活用により、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた「個別最適な学び」と、対話や協働を通じた「協働的な学び」の一体的な充実を図り、子どもたち一人ひとりの学びをより深めていきます。

次に、休日の中学校部活動の地域展開について、ご説明いたします。

市では、認定地域クラブの 1 3 クラブが、9 月から休日の部活動地域展開を完全実施します。これに伴い、休日における部活動は学校教育活動ではなく、認定地域クラブによる活動へ移行することとなります。

今後は、平日の部活動の地域展開に向けた準備を進めるとともに、学校や認定地域クラブと連携しながら、適切な運営体制の整備や安全・安心の確保など、生徒のニーズに応じた環境整備に取り組んでいきます。

次に、「リシャール・ミル チャリティトーナメント 2026」について、ご説明いたします。

9月24日から27日にかけて、本市柳田町の朱鷺の台カントリークラブを会場として、リシャールミルジャパン株式会社主催による男子プロゴルフツアーが開催されます。

同大会は、能登半島地震からの復興を支援するため開催されるものであり、大会による収益は、本市および石川県にご寄付いただけると伺っています。

大会期間には、プロゴルファーや大会関係者をはじめ、全国から多くの観客が訪れる見込みであり、本市をPRする絶好の機会と捉え、積極的な情報発信を行っていきます。

また、同社によるゴルフ普及の取り組みとして、小中学生を対象としたゴルフ体験や報道関係の職場体験なども企画されており、瑞穂小学校から3年生以上の児童が体験する予定です。

同大会は、今年市内で開催される唯一のプロスポーツ大会であり、この機会に、ぜひ市民の方にもプロの技術を間近にご覧いただきたいと考えています。

次に、サッカーワールドカップ パブリックビューイングについて、ご説明いたします。

スポーツ推進計画の一環として、6月21日に LAKUNA はくいにおいて、サッカーワールドカップ日本代表戦のパブリックビューイングを開催し、子どもから大人までおよそ100人が集まり

応援しました。

同じ会場で一緒に応援することで、参加者同士の一体感を醸成し、「みる」スポーツへの関心度が向上したと感じています。

今後も観戦機会を創出することに加え、主体的に「する」スポーツへの参加を促進し、市民の健康増進や地域活力の向上を目指すスポーツ推進計画の実践に取り組んでいきます。

次に、邑知保育園の民営化について、ご説明いたします。

6月30日、同園の指定管理者である学校法人羽咋白百合学院から、邑知保育園を民設民営の認定こども園として、令和9年度から運営したい旨の申し出がありました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に受けることができる施設です。保育に教育が加わり、教育の基礎を培う幼児教育と保育内容が、さらに充実します。

また、保育所は保護者が就労していることが入所要件となっていますが、認定こども園では、保護者の就労状況の変化に関わらず同一の施設を利用することができます。

官民協働を推進し、さらなる子育て支援の充実を図るため、建物の無償譲渡および土地を無償貸与し、令和9年4月から民設民営の幼保連携型認定こども園へ移行する準備を進めていきます。

次に、西北台保育所の閉所について、ご説明します。

西北台小学校の羽咋小学校への統合に伴い、令和8年3月末の

在所児童数 25 人に対し、令和 8 年 6 月 1 日現在では 5 人となり、利用者数が大幅に減少しました。

来年度以降も大幅な増員は見込めず、現状では適切な保育と運営の継続は難しいため、令和 8 年度末をもって西北台保育所での保育を終了し、閉所することといたします。

8 月上旬に、保護者および地元町会への説明を行ったところ、保護者からは閉所を惜しむ声がありましたが、現状と対応についてご理解をいただきました。また、来年度からの入園に関する質問があり、今後は、希望する保育施設の見学や各種行事を通して、児童および保護者の不安の軽減に努めていきます。

次に、用途廃止をした公共施設の活用について、ご説明いたします。

旧西北台小学校および閉所する西北台保育所につきましては、地域の皆様と情報を共有し、地域の活性化につながる資産の活用を進めていきます。

また、活用方針の検討にあたりましては、サウンディング型市場調査の実施などにより、民間事業者から多様なアイデアを収集していきたいと考えています。

次に、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの施設整備について、ご説明いたします。

第 9 期羽咋市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス

の施設整備を進めるにあたり、「認知症対応型共同生活介護」を提供する事業者の公募を行いました。

これは、認知症の方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

公募は本年4月10日から5月29日まで実施し、2件の応募がありました。6月25日に審査会を開催し、株式会社ビジュアルビジョンを選定しました。

開設場所は千里浜町地内、開設時期は令和9年秋頃の予定です。

次に、羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、ご説明いたします。

本計画は、新型インフルエンザなどの新興感染症が発生した際に、市民の皆様の生命と健康を守り、市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えることを目的としています。

令和6年7月に国が行動計画を抜本的に改定したことを受け、8月に見直しを行いました。改定内容は、国および県の計画と整合性を図りつつ、新型コロナウイルス感染症で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機において、より万全な対応を行うため、平時からの体制づくりやワクチン、保健、物資といった対策項目の充実を図りました。

次に、新たな羽咋市水道事業経営戦略および下水道事業経営戦略について、ご説明いたします。

経営戦略につきましては、給水人口や汚水処理人口の推移、社会情勢の変化や令和6年能登半島地震の影響などを踏まえ策定しました。

戦略の計画期間は、令和8年度から17年度までの10年間です。経営見通しでは、料金改定の検討が必要となっています。

今後は、この経営戦略を踏まえ、料金改定の検討も含め、経営改善に向けた取り組みを進めていきます。

次に、指定管理者制度導入施設の管理運営状況の評価について、ご説明いたします。

令和7年度は、15の施設について指定管理者制度を導入しています。各施設の管理運営状況について評価した結果、A B C Dの4段階評価で、「A評価」は14施設、「B評価」は1施設となり、概ね適切に施設の管理運営がなされていることを確認しました。

今後も、施設の適切な管理運営および利用者のサービス向上に努めていきます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案3件、条例案2件、その他2件、報告5件、認定7件の合計19件です。

議案第46号 令和8年度羽咋市一般会計補正予算第4号に

ついて、ご説明いたします。

今回の補正のうち、歳出の主な内容は、能登半島地震に伴う予算として、能登創造的復興支援交付金を活用し、町会の防災力強化やコミュニティ活動拠点の整備への支援、町会が建設型応急仮設住宅を利活用するための支援を創設したことによる増額補正などを計上しました。

また、被災者の生活支援や物価高対策のため、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用し、復興・物価高騰生活支援商品券給付事業の追加補正を計上しました。

そのほか、復興公営住宅に入居する方への助成金や、災害時活用井戸整備費補助金の申請に伴う増額補正を計上しました。

災害関係以外の予算では、広域圏事務組合における新ごみ焼却施設建設工事について、インフレスライド適用による分担金の増額、認知症対応型共同生活介護施設開設にかかる補助金、羽咋勤労者総合福祉センターの体育室天井改修および照明ＬＥＤ化にかかる工事費を計上しました。

歳入では、各事業に伴う国県支出金の増額を計上し、歳入超過となった分は、まちづくり基金からの繰入金を減額し、収支の均衡を図った次第です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、７億４千万円を追加し、予算総額を２０７億８，２００万円に定めようとするものです。

議案第４７号 令和８年度羽咋市後期高齢者医療特別会計補

正予算第1号につきましては、保険料還付金などの増加による増額補正であり、歳入歳出それぞれ259万6千円を追加し、予算総額を5億8,329万6千円に定めようとするものです。

議案第48号 令和8年度羽咋市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、国県支出金等返納金などの増加による増額補正であり、歳入歳出それぞれ6,314万8千円を追加し、予算総額を30億1,254万5千円に定めようとするものです。

議案第49号 羽咋市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、認可地縁団体の認可などに係る代表者の住所の告示を廃止する地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

議案第50号 羽咋市商工業振興条例の一部改正につきましては、宿泊施設の誘致推進を図るため助成金の対象業種に宿泊業を追加するなど、所要の改正を行うものです。

議案第51号 コスモアイル羽咋及び羽咋市立図書館の指定管理者の指定につきましては、指定管理期間が令和8年度末で終了することから、事業者を公募し審査した結果、有限会社プロジェクトドウが指定管理者として適任であるとの報告をいただきました。

この結果を受けて、同法人を指定管理者といたしたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 5 2 号 令和 7 年度羽咋市下水道事業会計 未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金 4 億 3, 6 4 2 万 8, 9 2 0 円のうち、4, 2 8 3 万 1, 6 8 1 円を取り崩し、資本的収支補填財源とするため、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものです。

報告第 2 0 号 令和 8 年度羽咋市一般会計補正予算第 2 号の専決処分の報告につきましては、歳出では、公費解体事業における廃棄物処理費用の確定および解体費の再算定に伴う委託料の増額補正、ならびにプレミアム付き U F O 商品券の申込状況を受けての補助金の増額補正を行ったものです。

歳入では、事業実施に伴う国県支出金、市債およびまちづくり基金からの繰入金の増額を行いました。

これにより、歳入歳出それぞれ 4, 2 0 0 万円を追加し、予算総額を 1 9 5 億 3, 8 0 0 万円に定めたものです。

報告第 2 1 号 損害賠償額の決定の専決処分の報告につきましては、市道の橋梁部と道路部の段差による車両破損に係る損害賠償額が決定したので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第 2 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 7 年度決算における比率を報告するものです。

健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」および「将来負担比率」があり、このうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は、対象となる会計の収支がすべて黒字であったため、該当しないことになります。

実質公債費比率の 3 か年平均では、前年度と比較して、0. 1 ポイント減少の 6. 5 パーセントになりました。

将来負担比率は、公費解体をはじめとする復旧・復興事業により地方債残高が増加したものの、基金残高の増加や公債費への交付税算入見込額の増加により、昨年度に引き続き、ゼロ以下となりました。

水道事業や下水道事業の公営企業会計における資金不足比率では、両会計において資金不足が発生しておらず、該当しませんでした。

報告第 2 3 号 「工事請負契約の締結について」の一部変更につきましては、令和 7 年第 5 回羽咋市議会定例会で報告した、羽咋市公共下水道羽咋処理区管渠災害復旧工事に関し、契約期間を変更したので、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第 2 4 号 令和 8 年度羽咋市一般会計補正予算第 3 号の専決処分の報告につきましては、8 月 2 7 日からの大雨災害にかかる事業費を計上いたしました。歳出では、河川の緊急浚渫工事や道路の土砂撤去、災害廃棄物仮置場にかかる経費、公共施設などの復旧費の追加補正を行うとともに、被災者支援の面では、住宅の応急修理事業の増額補正などを行ったものです。

歳入では、事業実施に伴う国県支出金、市債および財政調整基金からの繰入金の追加補正を行いました。

これにより、歳入歳出それぞれ 5 億 0, 4 0 0 万円を増額し、予算総額を 2 0 0 億 4, 2 0 0 万円に定めたものです。

認定第 1 号から認定第 7 号につきましては、令和 7 年度の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算、ならびに公営企業会計決算について、地方自治法および地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するものです。

一般会計の決算概要につきましては、令和 7 年度は、「すまいと暮らしの再建 未来への投資」を基本とし、復旧・復興を最優先として市民の命や生活を守ることに引き続き取り組むとともに、まちづくりを次のステージ「輝く羽咋 2.0」へとつなげる取り組みを行いました。

被災者支援では、公費解体事業や、農業者が農業機械などを再

取得する際の補助、液状化被害を受けた宅地の復旧に対しての補助、被災者生活再建支援法の適用対象とならない方への市独自支援金の給付、なりわい再建支援補助金における市独自の加算支援、住宅への応急修理の実施、応急住宅の供与、町会が管理する会館や神社の再建支援、地域コミュニティ活動への支援などを行いました。

災害復旧では、道路や公園、農林水産業施設、社会教育施設の復旧を実施しています。

さらに、地震からの復興や物価高騰対策を目的とした地域商品券の給付事業を2回実施するなど、市民生活と地域経済を支える施策を適時適切に実行してきました。

一方、様々な課題に向き合いながら、「輝く羽咋」の実現に向けた取り組みを加速させるため、5つの政策ビジョンに基づき、国や県の補助金を有効に活用するなどの創意工夫をしながら、住民福祉の向上と持続可能な財政基盤の両立を図りました。

一つ目のビジョンである「未来につながる復興」では、先ほど申し上げたとおり、被災者支援と災害復旧の両面から事業を実施し、市民が明るい未来を想像し、希望をもって生活できるよう取り組んできました。

二つ目のビジョンである「強い経済と安心な羽咋」では、国庫

補助を活用しながら道路などの社会基盤を整備したほか、定住人口拡大のため、兵庫ヒルズの整備や交流人口拡大の拠点である道の駅のと千里浜の拡張に着手しました。

また、プレミアム付きU F O商品券の発行やU F Oカードポイントの付加事業などの実施により、市民生活と地域経済の下支えとなる施策を継続的に実施しました。

さらに、市内経済の活性化や本市のP R、自主財源の確保を目的にふるさと納税の推進に取り組み、令和7年度の寄附額は、過去最高の7億0, 231万1千円に至りました。

三つ目のビジョンである「スポーツ・文化を通じた潤い活力あるまちづくり」では、まず、生きがいつくりのための生涯スポーツの促進、アスリートの発掘支援、地域振興を通じて健康で活力ある社会を作るため、スポーツ推進計画を策定しました。

また、羽咋中学校体育館の空調整備が完了し、生徒の安全やスポーツ振興を図るとともに、災害時の避難所の環境整備改善を行いました。さらに、羽咋体育館の空調整備の設計も実施しました。

そのほか、eスポーツやS S T Rをはじめとしたイベントの開催支援や妙成寺の魅力発信などにも取り組みました。

四つ目のビジョンである「全世代活躍のまちづくり」では、市民大学を創設し、リスキリングや学びなおしを通じて市民のキャリアの再構築や地域社会での活躍を支援してきました。

こどもの学習面におきましては、学校の特別教室の空調設置を順次進めているほか、外国語教育の充実やＩＣＴ環境の構築に継続して取り組んできました。

また、公民館などで実施している高齢者向けのスマホ教室も好評を博しています。

最後に、五つ目のビジョンである「誰もが暮らし続けられる羽咋」では、羽咋すこやかセンター内に病児保育施設を新設し、病児預かりや一時預かりなどを実施してきました。

また、出生祝金の給付や初誕生祝い品の贈呈を行ったほか、保育・子ども医療・学校給食といったサービスが無償提供しており、力強く子育て支援策を講じてきました。

さらに、高齢者支援といたしましても、介護予防に関する取り組みや、令和６年度に実施した地域公共交通の再編から継続して高齢者などの移動にかかる支援を行ってきました。

歳入では、市税が１億７，３５８万６千円増額となったほか、地方交付税では普通交付税が９，６１０万９千円増額となった一方、特別交付税が４億０，７０６万６千円減額、国県支出金は能登半島地震に伴う災害復旧事業や公費解体事業などの影響で３１億３，２８６万６千円増額、地方債は１３億１，８２０万円の増額となりました。

この結果、歳入総額が、２２４億６，４５１万１千円、歳出総

額が２２１億９，２０４万３千円となり、差し引き
２億７，２４６万８千円の黒字となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につき
ましては、５，８９７万４千円の黒字、単年度収支から財政調整
基金への積立、市債の繰上償還を加味した実質単年度収支につき
ましては、３億９，１６５万３千円の黒字となりました。

特別会計の決算につきましても、すべての会計で実質収支が黒
字となっています。

次に、主な財政指標ですが、財政の弾力性を示す経常収支比率
は９２．９パーセントとなり、前年度と比較して１．８ポイント
増加しました。

基金につきましては、財政調整基金が８，４６２万３千円の増
加、減債基金が３億３，５６３万円の増加、まちづくり基金が
９，５６２万５千円の増加となり、一般会計の基金全体では、
３億７，１２９万３千円の増加となり、令和７年度末の現在高は
６２億９，８１８万４千円となりました。

一方、令和７年度末における全会計の市債残高の合計は、
２５０億０，７９７万８千円であり、前年度末と比較して、
２４億５，１９５万４千円、率にして１０．９パーセントの増加
となりました。

今後も、中期財政計画による財政予測をもとに、事業の選択と
集中を高めるとともに、国、県などの交付金の活用をはじめ、自

主財源の確保にも努め、一層の創意工夫を図りながら、健全財政の維持に努めていきます。

なお、一般会計および各特別会計は「主要施策の概要」説明書で、また、水道事業会計および下水道事業会計は事業報告書により、詳しい説明をさせていただきます。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を、終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。